

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	環境モニタリングポスト保守・管理業務委託事業	事業番号	(3)-23-5
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費	(9,462)（千円） 13,523（千円）	全体事業費	(9,462)（千円） 13,523（千円）		
帰還環境整備に関する目標					
被災者をはじめとして、住民が安心して暮らすためには、放射性物質による健康への影響について放射線医療の専門家の知見に基づき対策を講じることが必要不可欠であり、長期にわたる健康影響調査や住民の心のケアを含めた総合的な対策を講じること为目标とする。（川俣町復興計画）					
事業概要					
川俣町の除染計画に基づく放射性廃棄物の仮置場は現在 22 箇所に設置されているが、生活環境に近い近隣住民からは不安の声が上がっており、仮置場周辺の生活環境の安全・安心を担保するため環境モニタリングポストを導入している。 本事業は、当該モニタリングポストで測定したデータの一元的管理及び保守・管理業務を業者等に委託して行うものである。					
当面の事業概要					
＜平成 29 年度＞ 業者等に委託して、環境モニタリングポストで計測した測定データについて、町役場のサーバーに定期的に伝送し、測定データを蓄積・保守するとともに、町役場のホームページ上で客観的データを提供する。 また、環境モニタリングポストの保守・管理についても、業者等に委託して行う。（合計 22 台） ①保守・校正費 （定期メンテナンス・検出器準校正・Docomo3G 回線年間利用料・ハードウェアセンドバック保守） ②線量マップ維持管理費 （データセンター利用料・放射線量マップシステム利用料） ＜平成 30 年度＞ 同様の環境モニタリングポスト保守・管理業務委託事業を実施予定。					
地域の帰還環境整備との関係					
地域の帰還環境整備に必要な、放射線に関する住民の不安の解消を図るために、必須の事業である。					
関連する事業の概要					
モニタリング事業と併せて、放射線に関する住民の不安の解消を図る。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

福島県(川俣町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成29年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	6	事業名	ホールボディカウンターによる内部被ばく検査委託事業		事業番号	(3)-23-3																		
交付団体		川俣町	事業実施主体(直接/間接)		直接																			
総交付対象事業費		(41,774(千円))	全体事業費		(41,774(千円))																			
		54,992(千円)			54,992(千円)																			
帰還環境整備に関する目標																								
被災者をはじめとして、住民が安心して暮らすためには、放射性物質による健康への影響について放射線医療の専門家の知見に基づき対策を講じることが必要不可欠であり、長期にわたる健康影響調査や住民の心のケアを含めた総合的な対策を講じること为目标とする。(川俣町復興計画)																								
事業概要																								
避難指示解除後も、山木屋地区住民の原発事故に伴う放射線による健康への影響を把握するため、また、町民が安心して生活するため、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査事業を外部業者委託により実施する。																								
当面の事業概要																								
<平成29年度> ホールボディカウンターによる内部被ばく検査事業を外部業者委託により実施する。 検査対象は、1歳6か月以上の、山木屋地区住民と避難区域13市町村に指定されている川俣町民とする。 (内訳) <table><tr><td>①内部被ばく検査委託料</td><td>12,261,000円</td></tr><tr><td>②内部被ばく検査機器点検委託料</td><td>507,600円</td></tr><tr><td>ホールボディカウンター点検</td><td>388,800円</td></tr><tr><td>GM管サーベイメーター校正</td><td>118,800円</td></tr><tr><td>③消耗品費</td><td>38,556円</td></tr><tr><td>内部被ばく検査受検票印刷用紙(A3)</td><td>20,736円</td></tr><tr><td>内部被ばく検査のお知らせ用紙(A3)</td><td>17,820円</td></tr><tr><td>④役務費</td><td>410,000円</td></tr><tr><td>内部被ばく検査受検票郵便料</td><td></td></tr></table> 合計 ①+②+③+④=13,217,156円 <平成30年度> 次年度も実施予定							①内部被ばく検査委託料	12,261,000円	②内部被ばく検査機器点検委託料	507,600円	ホールボディカウンター点検	388,800円	GM管サーベイメーター校正	118,800円	③消耗品費	38,556円	内部被ばく検査受検票印刷用紙(A3)	20,736円	内部被ばく検査のお知らせ用紙(A3)	17,820円	④役務費	410,000円	内部被ばく検査受検票郵便料	
①内部被ばく検査委託料	12,261,000円																							
②内部被ばく検査機器点検委託料	507,600円																							
ホールボディカウンター点検	388,800円																							
GM管サーベイメーター校正	118,800円																							
③消耗品費	38,556円																							
内部被ばく検査受検票印刷用紙(A3)	20,736円																							
内部被ばく検査のお知らせ用紙(A3)	17,820円																							
④役務費	410,000円																							
内部被ばく検査受検票郵便料																								
地域の帰還環境整備との関係																								
個々人線量の把握、被ばく低減対策の措置を講じて、住民の安全・安心を図るものである。																								
関連する事業の概要																								
ガラスバッジによる外部被ばく線量測定事業、食品の放射能検査事業、水道水の放射性物質検査、モニタリングポスト放射線量測定事業、放射線健康不安に関する車座集会、個人線量計校正事業、個人積算線量計管理業務委託事業等と併せて、放射線による健康不安の軽減と、将来にわたる健康管理をしていく。																								
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。																								
関連する基幹事業																								
事業番号																								
事業名																								
交付団体																								
基幹事業との関連性																								

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	15	事業名	放射線モニタリング業務委託事業	事業番号	(3) -22-9
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費	(92,624)（千円） 180,443	全体事業費	(92,624)（千円） 180,443		
帰還環境整備に関する目標					
避難区域（山木屋地区）住民をはじめとして住民が安心して暮らすためには、放射性物質による健康への影響について専門家の知見に基づき対策を講じる必要があり、長期にわたる健康影響調査、測定機器の貸し出し、地域保有の機器の保守、避難区域からの避難者の積算線量の管理（外部被ばく関連）や流通品以外の自家用農産物等の食品検査（内部被ばく）を通して住民の食への不安の払拭などのケアや情報提供を含めた総合的な対策を講じることを目標とする。（川俣町復興計画）					
事業概要					
1. 自家消費農産物等の食品検査 川俣町内全 10 箇所（9 箇所+春日診療所）に設置する放射能検査所において、委託業務により検査を行う。 ⇒H28 年度の検査実績から、従来の「破壊式」検査所 5 箇所は廃止し、機器を春日診療所へ移設する。 （内 1 検査所は、機器移設時期、内装解体工事の都合から、H29 年度内に段階的に廃止する。） ⇒H29 年 3 月 31 日に避難指示が解除される山木屋地区へ建設中である公設商業施設へ、6 月以降に非破壊検査機器 1 台を配備し、検査所とする予定。 2. 空間線量測定機器の保守・校正 町保有の住民貸出用の空間線量計（海外から寄贈されたもの）、計 70 台について、校正を実施。 各地域（行政区）保有の多目的サーベイメータ（空間線量計）計 100 台の校正。必要に応じて修繕。 3. 避難区域（山木屋地区）住民の積算線量計保守管理 避難区域住民保有の個人積算線量計（町所有住民貸出用含む）の校正、結果報告書の作成。 4. 空間線量測定状況・食品検査情報の周知 「モニタリングポスト関連事業」の測定結果や上記 1 の検査結果を町広報紙とは別個に作成し、住民に放射線量情報、検査情報を提供する。（月 2 回とし 12 か月で 24 回） 5. 上記 1～4 の業務（食品検査、機器保守管理、情報管理、広報紙・ホームページ広報対応）を委託する。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
当面の事業概要					
<平成 29 年度> 平成 29 年度運営費 放射性物質食品検査、放射線モニタリング業務 ・需要費（消耗品費、印刷製本費、電気料、修繕費（校正費）） ・委託料（食品検査業務委託、モニタリング業務委託、検査機関への委託、空間線量計校正業務委託、個人積算線量計機器校正・報告書作成委託、検査機器の移設費用） ・賃借料（検査施設賃借、検査機器賃借） ・工事請負費（検査所内装解体工事（プレハブ内壁に設置した鉛板の解体）） ・備品購入費 ※賃借機器以外の測定機器の維持管理については、町備品であるため、町が実施する。 ※新たに 2 箇所の検査所へ非破壊式検査機器を配備する。既存の破壊式検査機器は、Ge 半導体式、CsI(Tl) 式、LaBr3(Ce) 式の検査機器のみ運用する。 ※プレハブ賃借料及び電気使用料については、町が実施する。 <平成 30 年度> 平成 29 年同様とするが、検査機器の移設費用、検査所内装解体工事費は除く。					
地域の帰還環境整備との関係					
・復興計画基本方針にある「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を図るため、本事業にて放射能不安の軽減・払拭を図り、避難指示区域の住民の方々の帰還に向けての活動を支援するため、個々人線量の把握、被ばく低減対策の措置を講じ、併せて自家用農産物の栽培等を促進し、地域の再生を加速化させる。					
関連する事業の概要					

モニタリングポスト設置事業、ホールボディーカウンター事業と併せて、放射線に関する住民の不安の解消を図る。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県 (川俣町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	10	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 川俣地区	事業番号	(5)-40-1
交付団体	川俣町	事業実施主体 (直接/間接)	川俣町 (直接)		
総交付対象事業費	(790,850 千円) 1,105,274 千円	全体事業費	(790,850 千円) 1,105,274 千円		
帰還環境整備に関する目標					
福島第一原子力発電所の事故による災害以前は、非かんがい期にため池を干し上げ、堆積した土砂を除去するなどの利水管理を行っていたが、同災害後は、堆積土に含まれる放射性物質の影響への不安により土砂上げができず、利水管理が困難な状態が続いている他、堆積している汚染土砂の流出も懸念される。 農業水利施設としてのため池機能を保全し、また、堆積している汚染土砂の農地へ拡散等を防ぐためには、放射性物質に汚染された土砂等の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。 また、今回申請するため池は除染の対象とならないことを確認している。(技術マニュアル P20 の 3 要件に該当しない) よって、本事業を推進することにより、農業水利施設としての機能の保全・回復を行い、避難地域の被災農家を含めた地域住民の帰還促進と営農再開を図っていく必要がある。					
事業概要					
上記目標を達成するため、個々のため池の水質・底質の汚染状況等を把握するための基礎調査を行い、さらに汚染濃度が高いため池については、ため池内の底質の汚染濃度分布等を把握するための詳細調査を行う。これら調査結果を踏まえ、ため池毎に必要な対策を検討するとともに、町内ため池の総合的な対策推進計画を策定する。さらに、上記検討結果に基づき、汚染濃度が高いため池について放射性物質対策(底質の固化、被覆、除去等)を実施していく。 【川俣町復興計画(抜粋)】 Ⅲ 施策の基本方向 5 魅力ある産業の再生・復興を目指す (1) 農林業分野 東日本大震災により、町の主要産業である葉たばこ生産については、放射性物質汚染による影響を受け、作付けが見送られました。特に山木屋地区はすべての農作物が制限され、家畜についても計画的避難区域外への移動を余儀なくされました。また、それに伴い生産者は職業を失う方も多く、現在そして将来に希望を抱けないまま避難せざるを得ず、精神的苦痛や経済的損害は深刻です。 また、町内の複合型農業経営の基盤となる農地や関連施設についても、放射性物質汚染による影響を受けています。そのため、計画的避難区域解除後の早期営農を可能とする除染を早期に実施することが必要です。また、風評被害への対応を含め安全・安心な農産品や同加工品を消費者に提供するための放射線量測定の実施と、生産から出荷・加工・販売に至るトレーサビリティの導入も不可欠です。加えて、放射性物質を取り込まない作物の奨励などにも取り組みます。					
当面の事業概要					
<平成 29 年度> ○基礎調査の実施 平成 28 年度に引き続き、ため池台帳未記載の農業用ため池 3 箇所を対象に、水質・底質の汚染状況等を把握するための基礎調査を行う。 今後、平成 28 年度の調査成果を基に、平成 28 年度に基礎調査が完了し、調査の結果、底質濃度が 8,000Bq/kg-dry を超えている、または、相当の SS や濁度があるために、池底の土砂上げ、土砂吐きゲートによる排砂、土砂上げ後の堆積物等処分といった利用管理上支障があると判断するため池 6 箇所の詳細調					

査を行い、対策区分の選定を実施したい。また、平成 28 年度までに詳細調査が完了しているため池 22 箇所について実施設計を行うとともに、ため池 13 箇所について、底質除去等の対策工を実施したい。

＜平成 30～32 年度＞

平成 29 年度までの調査結果等を踏まえて、ため池毎に対策工の検討・設計を行うとともに、以下を実施する。

1. 基礎調査
2. 詳細調査
3. 対策推進計画策定
4. 対策工

地域の帰還環境整備との関係

町内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な水源施設であるため池の機能保全再生が必要であり、このためには、放射性物質を含む堆積土砂の除去等による利用や維持管理上の支障を低減させることが不可欠であることから、帰還環境整備に関する目標達成に向け、本事業の導入による対策の実施が必要である。

関連する事業の概要

特になし。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	26	事業名	施設園芸導入敷地整備事業	事業番号	◆ (5) -43-1-1									
交付団体	川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）											
総交付対象事業費	169,631（千円）	全体事業費	169,631（千円）											
帰還環境整備に関する目標														
本町の農業においては、複合型農業を中心として後継者の確保や営農組織の育成等の推進を図り、生産体制の強化に努めてきたが、東日本大震災に起因した福島第一原発事故による放射性物質の飛散は、避難指示区域となった山木屋地区のみならず町内全域に、それまでに連続と築いてきた豊かな農地や協働的な生産体制等の農業基盤に壊滅的な被害を与えた。 川俣町山木屋地区は平成 29 年 3 月 31 日をもって避難指示解除となるが、避難の長期化に伴う避難農業従事者の高齢化や他職種への転職が進んでいる状況により、帰還農業者の減少や管理放棄農地の増大が危惧されている。 一方、山木屋地区以外の地区においても、避難指示区域を持つ自治体として生活環境や農地、農産物に対する風評が大きく影響し、被災後の農地除染や安全・安心を確保する検査体制の構築等、農業者や生産者団体による懸命な生産・流通の取り組みにも拘らず、大きく落ち込んだ農業収益は未だに回復を見ることは無く営農補償を受けている状況にある。 5 年 7 ヶ月の月日は農業振興の停滞を招き、耕作放棄や休農、離農による管理放棄農地の増大が危惧されていることから一刻も早い風評からの農業再生を目標とする。 もって、新しい農業・農村の価値を創造し、アンスリウムの「川俣ブランド」を農業復興の象徴としたい。														
事業概要														
農業・農村に対する風評対策として、町がポリエステル媒地活用推進組合の避難地域農家 5 戸及び他地域農家 7 戸が所有又は借用する農地に低コスト耐候性ハウス及び付帯設備等一式を整備してポリエステル媒地活用推進組合へ貸与し、これまでの露地栽培から新たに放射性物質を取り込まない栽培方法によるアンスリウムをメインとした花きや野菜の施設園芸を導入するための敷地の整備を行う。 【事業内容】 <table><tr><td>農地整備</td><td>13 箇所</td><td>157,066,000 円</td></tr><tr><td>消費税</td><td></td><td>12,565,280 円</td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td>169,631,280 円</td></tr></table> 復興計画での位置づけ Ⅳ復興施策－4 豊かで活力あるまちへの復興－(1) 農林業の復興 主な事業No.7 放射性物質を取り込まない施設園芸農作物の生産の推進 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						農地整備	13 箇所	157,066,000 円	消費税		12,565,280 円	合計		169,631,280 円
農地整備	13 箇所	157,066,000 円												
消費税		12,565,280 円												
合計		169,631,280 円												
当面の事業概要														
<平成 29 年度> 農地整備 13 箇所														
地域の帰還環境整備との関係														

町は、風評対策として放射性物質を取り込まない栽培方法を模索する中、近畿大学の支援のもと復興庁の平成27年度「新しい東北」先導モデル事業により実施したポリエステル媒地を活用した花き（アンスリウム）と野菜（トマト、カブ、自然薯）の園芸施設による実証栽培の成果を全町に周知し取り組み意向を集約してきた。

平成28年6月議会で「原発事項からの復旧・復興に加え、持続的に発展可能な生産構造の構築に向けた、園芸作物等の生産拡大の促進」を図るため、町の人・農地の農業基盤に適した施設園芸導入に対する生産組織の育成、施設設置、生産技術の習得、販路開拓等の支援を表明した。

この事業計画は、風評に立ち向かう地域農業復興の力とすべく、これまでの露地栽培から新たに放射性物質を取り込まない栽培方法による施設園芸の導入は、現状を打破し本町の更なる農業の復興を成し遂げるために必要不可欠の取り組みといえるもので、避難地域農家5戸（町外からの新規就農1戸を含む。）と他地域農家7戸（町内の新規就農2戸、町外からの新規就農2戸を含む。）が集結し「ポリエステル媒地活用推進組合」を立ち上げることから、新しい農業・農村の価値を創造していく先導的な取り組みとして他の範とすべく、早急に必要な施設等を町が整備しポリエステル媒地活用推進組合に貸与することで地域農業復興の加速化へ繋げるものとした。更にはポリエステル媒地活用推進組合を今後の避難帰還者や町内外からの新規就農者等の施設園芸への取り組みの受け皿としての役割を担う組織として位置付け、継続した組織育成の支援を行い、本町の基幹産業である農業の再生を加速化させる。

関連する事業の概要	

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(5)－43-13
事業名	被災地域農業復興総合支援事業（施設園芸事業）
交付団体	川俣町
基幹事業との関連性	
低コスト耐候性ハウス（軽量鉄骨ハウス）を設置するための農地整備事業	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	粗飼料生産流通拠点敷地造成事業	事業番号	(5)-43-2-1
交付団体	福島県	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）		
総交付対象事業費	438,937 千円	全体事業費	438,937 千円		
帰還環境整備に関する目標					
山木屋地区では現在、営農再開に向けた実証事業がおこなわれているところである。しかし、東京電力福島第一原子力発電所の事故により避難指示解除準備区域となっている当地区では、地域農業者の避難により農地の維持管理が困難となり、農地の荒廃化が深刻さを増している。 営農が不可能となり 5 年以上が経った現在では、農地の荒廃化にくわえ、農業用機械の老朽化や農業者の高齢化などの理由により、避難指示解除の直後に当地区に戻り営農再開できる農業者は少ないと予想される。そこで、これまで除染後農地の再開支援や保安全管理に取り組んできた「山木屋再生受託組合」が広域的に飼料を生産することで、農村環境の維持、地域の畜産復興、農業者の帰還促進に寄与する。					
事業概要					
上記目標の達成に向けて、飼料生産を行う農地面積（当面目標）は 100ha と大規模であり、限られた人数で効率的に生産収穫するための農機、収穫した飼料の有害鳥獣被害や劣化を防ぐため保管庫、農機の格納庫を一体的に整備する必要がある。整備にあたっては、飼料の生産収穫作業、加工、集荷及び保管において、総合的な効率性や安全性が重要となる。そこで、本事業の活用により、各工程に必要な農機、農機の格納庫、飼料倉庫を一体的に整備する。 本効果促進事業では、農機格納庫及び飼料倉庫、付帯する作業等スペースの適切な整備に資するべく、敷地の測量設計業務及び造成工事を行う。 <事業量> ・測量設計業務及び造成工事 6 箇所（敷地面積：17,641 m²）					
当面の事業概要					
<平成 29～31 年度> 測量設計業務及び造成工事 6 箇所（敷地面積：17,641 m²）					
地域の帰還環境整備との関係					
当地区では現在、営農再開に向けた取組をおこなっているところであるが、農業を主幹産業としてきた当地区において、農地の保安全管理は、農村の生活環境維持の役割も含むため、大きな課題である。山木屋再生受託組合では 100ha での飼料生産（牧草 70ha、デントコーン 30ha）を当面の目標としており、地区内の農地の有効活用が見込まれる。 また、当地区では震災以前畜産が主な産業のひとつであった。畜産の本格的な再開にさきがけた飼料生産環境の整備をおこなうことで、当地区の営農再開の環境を整え、農業者の帰還を促進する。 平成 24 年 3 月に策定された『川俣町復興計画』には以下の記載があり、本事業がその計画達成に資することが期待できる。					
IV 復興施策					
4 豊かで活力あるまちへの復興					
(1) 農林業の復興					
主な事業（10）農用地利用改善の支援					
農用地の効率的・総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化、担い手への農地集積等の農用地の利用関係の改善等を支援します。					
関連する事業の概要					

--

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	粗飼料生産流通拠点施設整備事業
交付団体	川俣町
基幹事業との関連性	
基幹事業にて整備を予定する農機格納庫及び飼料倉庫、付帯する作業等スペースの敷地について、測量設計業務及び造成工事を行う。	

(様式 1 - 3)

福島県 (川俣町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	28	事業名	山木屋地区帰還再生生活道路整備事業	事業番号	(2) -19-2
交付団体		川俣町	事業実施主体 (直接/間接)	川俣町 (直接)	
総交付対象事業費		47,484 (千円)	全体事業費	213,694 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
被災者をはじめとして、住民が安心して暮らすためには、放射性物質による健康への影響について放射線医療の専門家の知見に基づき対策を講じることが必要不可欠であり、長期にわたる健康影響調査や住民の心のケアを含めた総合的な対策を講じること为目标とする。(川俣町復興計画)					
事業概要					
本事業は、山木屋地区住民の帰還後の安心・安全のために放射線を遮へいすることを目的として、生活道路(木戸道)の舗装を行うものである。 ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください (※本事業は、山木屋地区復旧・復興事業工程表 項番 1 番に記載されている事業に該当する。)					
当面の事業概要					
<平成 29 年度> 現地測量業務 <平成 30 年度> 舗装工事実施					
地域の帰還環境整備との関係					
山木屋地区住民の帰還に向けて、放射線を遮へいすることで不安を払拭するための措置を講じるものである。					
関連する事業の概要					
井戸掘削事業と併せて、放射線に関する住民の不安の解消を図る。					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	17	事業名	山木屋中学校特別教室棟増築事業		事業番号	(1)-14-1
交付団体		川俣町	事業実施主体（直接/間接）		川俣町（直接）	
総交付対象事業費		(12,358（千円）） 126,809（千円）	全体事業費		(12,358（千円）） 126,809（千円）	
帰還環境整備に関する目標						
山木屋小中一貫校として学校を再開する。校舎については山木屋小学校を利用し老朽化対策や質的整備等大規模改造を行う。また、中学教育に必要な特別教室（技術室・図書室）については改築し整備する。子どもが安心して学校生活をおくるようにするため、山木屋地区で学校再開に必要なインフラ整備を行い、帰還後の教育環境の整備を図る。						
事業概要						
山木屋中学校校舎は、平成 21 年度に実施した耐震診断の結果 Is 値 0.5 と低い数値の判定であった。また、長期間の放置によって維持管理できず現状では利用できない。小中一貫校として学校再開するにあたり、山木屋小学校校舎を利用するが、中学生徒用の特別教室（図書室、技術室）が不足しているため、敷地内に増築し、教育環境を整備する。 【山木屋中学校必要面積】 2,246m ² 【保有面積】 1,785m ² (旧校舎面積)+209m ² (小学校転用した専有部分)=1,994m ² 【整備資格面積】 2,246m ² (必要面積)-1,994m ² (保有面積) = 252m ² > 217m ² (実施面積) ①山木屋中学校特別教室棟増築工事地質調査業務委託 6,779,160 円 (H28) ②山木屋中学校特別教室棟増築工事設計積算業務委託 5,579,280 円 (H28) ③山木屋中学校特別教室棟増築工事 110,585,520 円 (H29) ④山木屋中学校特別教室棟増築工事監理業務委託 3,866,400 円 (H29)						
当面の事業概要						
<平成 28 年度> 特別教室棟増築工事に伴う測量地質調査、実施設計及び積算業務を行う。						
<平成 29 年度> 特別教室棟増築工事及び工事監理業務を行う。						
地域の帰還環境整備との関係						
山木屋小中一貫校の整備を行い、子どもが安心して学校生活をおくれる環境を確保するために、帰還に必要なインフラ整備を行う。						
関連する事業の概要						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	18	事業名	山木屋小学校プール改築（本体）事業		事業番号	(1)-15-1
交付団体		川俣町	事業実施主体（直接/間接）		川俣町（直接）	
総交付対象事業費		(34,015（千円）） 271,134（千円）	全体事業費		(34,015（千円）） 271,134（千円）	
帰還環境整備に関する目標						
山木屋小中一貫校として学校再開を行う。小学校敷地内に上屋付きプールを整備し、子どもが安心して学校生活をおくるようにすることで、川俣町山木屋地区で学校再開に必要なインフラ整備を行い、帰還後の教育環境の整備を図る。						
事業概要						
山木屋小学校のプールは、長期間の放置によって維持管理ができず劣化し、利用できないため改築する。また、原子力災害による放射線の影響を考慮しプールに上屋を新築する。 プール水については、新たにボーリングを行い確保する。 （整備概要）R 造、延建設面積 577m ² 、水面積 275m ² （25m×11m 5 コース） プール用井戸等設備（ボーリング φ300 mm、L=20m、ポンプ設備・電気設備・建屋一棟） ①山木屋小学校地下水・地質調査他業務委託 16,306,920 円（H28） ②山木屋小学校プール改築（本体）工事設計積算業務委託 17,708,760 円（H28） ③山木屋小学校プール改築（本体）工事 199,181,160 円（H29） ④山木屋小学校プール改築（本体）工事監理業務委託 5,890,060 円（H29） ⑤山木屋小学校プール用井戸設備設計業務委託 1,937,520 円（H29） ⑥山木屋小学校プール用井戸設置工事 30,110,400 円（H29）						
当面の事業概要						
＜平成 28 年度＞ 上屋付プール改築工事に伴う地下水調査、測量地質調査、実施設計及び積算業務を行う。						
＜平成 29 年度＞ プール用井戸設備設計業務、プール用井戸設置工事、上屋付プール改築工事、既存プール解体工事及び工事監理業務を行う。						
地域の帰還環境整備との関係						
山木屋小中一貫校の整備を行い、子どもが安心して学校生活をおくれる環境を確保するために、帰還に必要なインフラ整備を行う。						
関連する事業の概要						
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1-3)

福島県 (川俣町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	19	事業名	山木屋小学校プール新築 (上屋) 事業		事業番号	(1) -15-2
交付団体		川俣町	事業実施主体 (直接/間接)		川俣町 (直接)	
総交付対象事業費		(7,904 (千円))	全体事業費		(7,904 (千円))	
		263,152 (千円)			263,152 (千円)	
帰還環境整備に関する目標						
山木屋小中一貫校として学校再開を行う。小学校敷地内に上屋付きプールを整備し、子どもが安心して学校生活をおくるようにすることで、川俣町山木屋地区で学校再開に必要なインフラ整備を行い、帰還後の教育環境の整備を図る。						
事業概要						
山木屋小学校のプールは、長期間の放置によって維持管理ができず劣化したため利用できないため、改築する。また、原子力災害による放射線の影響を考慮しプールに上屋を新築する。 (整備内容) S 造 (一部開閉式)、577m ² ①山木屋小学校プール新築 (上屋) 工事設計積算業務委託 7,904,520 円 (H28) ②山木屋小学校プール新築 (上屋) 工事 249,357,960 円 (H29) ③山木屋小学校プール新築 (上屋) 工事監理業務委託 5,890,060 円 (H29)						
当面の事業概要						
<平成 28 年度> プール新築 (上屋) 工事に伴う、実施設計及び積算業務を行う。 <平成 29 年度> プール新築 (上屋) 工事、解体工事及び工事監理業務を行う。						
地域の帰還環境整備との関係						
山木屋小中一貫校の整備を行い、子どもが安心して学校生活をおくれる環境を確保するために、帰還に必要なインフラ整備を行う。						
関連する事業の概要						

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県 (川俣町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	20	事業名	山木屋小中学校 (小学校) 大規模改造 (老朽) 事業	事業番号	(1) -15-3
交付団体		川俣町	事業実施主体 (直接/間接)	川俣町 (直接)	
総交付対象事業費		(10,085 (千円)) 191,899 (千円)	全体事業費	(10,085 (千円)) 191,899 (千円)	
帰還環境整備に関する目標					
山木屋小中一貫校として学校を再開する。川俣町山木屋地区で学校再開に必要なインフラ整備を行い、帰還後の教育環境の整備を図り、山木屋小学校の校舎を利用する小学生児童及び中学校生徒が、安心して学校生活をおくるようにする。					
事業概要					
山木屋小学校校舎は、長期間の放置によって維持管理ができず校舎の外部内部ともに著しく劣化等したため、小中一貫校として再開するにあたり、小学校校舎の外部及び内部等老朽部及び、校舎内部の質的整備の大規模改造を行い、教育環境を整備する。 (保有面積による按分) 小学校: 中学校=1147.5 m ² : 975.5 m ² =54: 46 (委託費、工事費を按分) (整備内容・老朽) 外部: 屋根塗装、防水工事、外壁塗装工事等 内部: 床塗装、シート張替、壁紙張替、天井張替工事等 (質的整備) 高効率型照明の導入、トイレ環境整備、冷暖房機改修一式等 ①山木屋小中学校 (小学校) 大規模改造 (老朽) 工事設計業務委託 10,085,278 円 (小中計 18,676,440 円) (H28) ②山木屋小中学校 (小学校) 大規模改造 (老朽) 工事 177,633,389 円 (小中計 328,950,720 円) (H29) ③山木屋小中学校 (小学校) 大規模改造 (老朽) 工事監理業務委託 4,181,544 円 (小中計 7,743,600 円) (H29)					
当面の事業概要					
<平成 28 年度> 校舎大規模改造 (老朽) 工事実施設計及び積算業務を行う。					
<平成 29 年度> 校舎大規模改造 (老朽) 工事及び工事監理業務を行う。					
地域の帰還環境整備との関係					
山木屋小中一貫校の整備を行い、子どもが安心して学校生活をおくれる環境を確保するために、帰還に必要なインフラ整備を行う。					
関連する事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

福島県(川俣町) 帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成29年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	21	事業名	山木屋小中学校(中学校)大規模改造(老朽)事業		事業番号	(1)-15-4
交付団体		川俣町	事業実施主体(直接/間接)		川俣町(直接)	
総交付対象事業費		(8,591(千円)) 163,470(千円)	全体事業費		(8,591(千円)) 163,470(千円)	
帰還環境整備に関する目標						
山木屋小中一貫校として学校を再開する。川俣町山木屋地区で学校再開に必要なインフラ整備を行い、帰還後の教育環境の整備を図り、山木屋小学校の校舎を利用する小学生児童及び中学校生徒が、安心して学校生活をおくるようにする。						
事業概要						
山木屋中学校校舎は、平成21年度に実施した耐震診断の結果Is値0.5と低い数値の判定であった。また、長期間の放置によって維持管理ができず校舎の外部内部ともに著しく劣化等したため、現状では利用できない。一方、小学校校舎については築20年を経過するも耐震性等に問題は無い。小中一貫校として再開するにあたり、山木屋小学校校舎を利用するため、外部及び内部等の老朽部及び校舎内部の質的整備の大規模改造を行い、教育環境を整備する。 (保有面積による按分) 小学校：中学校＝1147.5㎡：975.5㎡＝54：46(委託費、工事費を按分) (整備内容・老朽) 外部：屋根塗装、防水工事、外壁塗装工事等 内部：床塗装、シート張替、壁紙張替、天井張替工事等 (質的整備) 高効率型照明の導入、トイレ環境整備、冷暖房機改修一式等 ①山木屋小中学校(小学校)大規模改造(老朽)工事設計業務委託 8,591,162円(小中計 18,676,440円)(H28) ②山木屋小中学校(小学校)大規模改造(老朽)工事 151,317,331円(小中計 328,950,720円)(H29) ③山木屋小中学校(小学校)大規模改造(老朽)工事監理業務委託 3,562,056円(小中計 7,743,600円)(H29)						
当面の事業概要						
<平成28年度> 校舎大規模改造(老朽)工事実施設計及び積算業務を行う。						
<平成29年度> 校舎大規模改造(老朽)工事及び工事監理業務を行う。						
地域の帰還環境整備との関係						
山木屋小中一貫校の整備を行い、子どもが安心して学校生活をおくれる環境を確保するために、帰還に必要なインフラ整備を行う。						
関連する事業の概要						
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	22	事業名	山木屋小学校体育館大規模改造(老朽)事業	事業番号	(1)-15-5
交付団体		川俣町	事業実施主体(直接/間接)	川俣町(直接)	
総交付対象事業費		(7,362(千円)) 93,812(千円)	全体事業費	(7,362(千円)) 93,812(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
山木屋小中一貫校として学校を再開する。川俣町山木屋地区で学校再開に必要なインフラ整備を行い、帰還後の教育環境の整備を図り、山木屋小学校の校舎を利用する小学生児童及び中学校生徒が、安心して学校生活をおくるようにする。					
事業概要					
長期間の放置によって維持管理ができず体育館の外部内部ともに著しく劣化等したため、現状では利用できない。小中一貫校として再開するにあたり、山木屋小学校体育館を利用するため、体育館の老朽化対策等を行い教育環境を整備する。 (整備内容) 老朽:(外部)屋根塗装及び防水、外壁塗装、(内部)床ウレタン塗装、ライン改修工事 質的整備:高効率型照明器具の導入、トイレ改修工事 ①山木屋小学校体育館大規模改造(老朽)工事設計積算業務委託 7,362,360 円(H28) ②山木屋小学校体育館大規模改造(老朽)工事 82,584,360 円(H29) ③山木屋小学校体育館大規模改造(老朽)工事監理業務委託 3,866,400 円(H29)					
当面の事業概要					
<平成 28 年度> 体育館大規模改造(老朽)工事設計及び積算業務を行う。 <平成 29 年度> 体育館大規模改造(老朽)工事及び工事監理業務を行う。					
地域の帰還環境整備との関係					
山木屋小中一貫校の整備を行い、子どもが安心して学校生活をおくれる環境を確保するために、帰還に必要なインフラ整備を行う。					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	24	事業名	山木屋小中学校(小学校)屋外教育環境整備事業	事業番号	(1)-15-6
交付団体		川俣町	事業実施主体(直接/間接)	川俣町(直接)	
総交付対象事業費		41,099(千円)	全体事業費	41,099(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
山木屋小中一貫校として学校を再開する。既存グラウンドについて、水捌けが不良なため、暗渠排水を設置しグラウンド品質を向上させるとともに、グラウンドの周辺に防球フェンスを設置し、球技等により、小中学生を問わず屋外運動場での活発な運動を目指す。また、遊具を更新することにより、子どもたちが十分運動する機会を確保し、運動不足を解消することを目的とし整備を行う。 子どもが安心して学校生活をおくるようにするため、山木屋地区で学校再開に必要なインフラ整備を行い、帰還後の教育環境の整備を図る。					
事業概要					
山木屋小中学校(小学校)屋外教育環境整備事業 (保有面積按分根拠) 小学校学級数 N=3、中学校学級数 N=3 運動場面積 S=7,572m² 小学校保有面積=3,786m²(運動場面積の 50%) (整備内容) ・山木屋小中学校運動場暗渠排水整備 運動場面積 7,572m² ・遊具更新(砂場、鉄棒、ブランコ、ジャングルジム、登り棒、雲梯ほか)一式 ・防球フェンス設置(防球フェンス H=5.0m、L=241.5mほか) 山木屋小中学校運動場他整備工事 41,099,400 円(小中計 82,198,800 円)					
当面の事業概要					
<平成 29 年度> 屋外教育環境整備工事を行う。					
地域の帰還環境整備との関係					
山木屋小中一貫校の整備を行い、子どもが安心して学校生活をおくれる環境を確保するために、帰還に必要なインフラ整備を行う。					
関連する事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	25	事業名	山木屋小中学校(中学校)屋外教育環境整備事業	事業番号	(1)-15-7
交付団体		川俣町	事業実施主体(直接/間接)	川俣町(直接)	
総交付対象事業費		41,099(千円)	全体事業費	41,099(千円)	
帰還環境整備に関する目標					
山木屋小中一貫校として学校を再開する。既存グラウンドについて、水捌けが不良なため、暗渠排水を設置しグラウンド品質を向上させるとともに、グラウンドの周辺に防球フェンスを設置し、球技等により、小中学生を問わず屋外運動場での活発な運動を目指す。また、遊具を更新することにより、子どもたちが十分運動する機会を確保し、運動不足を解消することを目的とし整備を行う。 子どもが安心して学校生活をおくるようにするため、山木屋地区で学校再開に必要なインフラ整備を行い、帰還後の教育環境の整備を図る。					
事業概要					
山木屋小中学校(中学校)屋外教育環境整備事業 (保有面積按分根拠) 小学校学級数 N=3、中学校学級数 N=3 運動場面積 S=7,572m² 中学校保有面積=3,786m²(運動場面積の 50%) (整備内容) ・山木屋小中学校運動場暗渠排水整備 運動場面積 7,572m² ・遊具更新(砂場、鉄棒、ブランコ、ジャングルジム、登り棒、雲梯ほか)一式 ・防球フェンス設置(防球フェンス H=5.0m、L=241.5mほか) 山木屋小中学校運動場他整備工事 41,099,400 円(小中計 82,198,800 円)					
当面の事業概要					
<平成 29 年度> 屋外教育環境整備工事を行う。					
地域の帰還環境整備との関係					
山木屋小中一貫校の整備を行い、子どもが安心して学校生活をおくれる環境を確保するために、帰還に必要なインフラ整備を行う。					
関連する事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					
事業名					
交付団体					
基幹事業との関連性					

(様式 1-3)

福島県（川俣町）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	29	事業名	山木屋幼稚園大規模改造（老朽）事業	事業番号	(1)-15-8
交付団体		川俣町	事業実施主体（直接/間接）	川俣町（直接）	
総交付対象事業費		111,639 千円	全体事業費	111,639（千円）	
帰還環境整備に関する目標					
原子力災害後、山木屋幼稚園は休園しているが、山木屋地区が平成 29 年 3 月 31 日避難指示解除の予定であり、それを踏まえて平成 30 年 4 月に山木屋幼稚園を再開し、幼児教育を行うこととしている。 山木屋幼稚園は平成 7 年度に竣工し築 20 年以上が経過しており、園舎等の劣化と原子力災害によって長期間維持管理が停止していたため、施設の破損等荒廃が著しい状態である。 帰還後の幼稚園の教育環境を整備し、山木屋幼稚園の園舎を利用する子ども達が安心して幼稚園生活を送ることができる環境を確保する。					
事業概要					
被災し、長期間維持管理が停止していた山木屋幼稚園園舎の外部及び内部ともに著しく劣化等したため、再開するにあたり、園舎の外部及び内部等老朽部及び、園舎内部の質的整備の大規模改造を行い、教育環境を整備する。 【川俣町復興計画（第2次）】P37 復興施策 5. 人々が、習い、学び、集う、文化的なまちへの復興 (1) 子どもたちの「学び」の支援 未来を担うこどもたちが、東日本大震災の影響などに悩まされず、何の心配もなく「学ぶ」ことに専念できるよう、学校等の教育施設での徹底した放射線量の低減を図ります。さらに、被災した児童・生徒への適切な就学支援やきめ細やかな心のケアなどを推進し、教育環境の整備を図ります。 (整備内容) (外部) 屋根・外壁塗装、防水改修工事等 (内部) 天井・壁紙張替、床張替、冷暖房整備、省電力照明設備、放送設及びTV受信設備改修、消防設備改修、OMソーラー改修、トイレ改修、子育て支援室及び準備室の改修、事務室の改修、水飲み場・更衣室の移動改修等 ① 山木屋幼稚園大規模改造（老朽）工事設計業務 14,040,000円 ② 山木屋幼稚園大規模改造（老朽）工事 92,955,600円 ③ 山木屋幼稚園大規模改造（老朽）工事監理業務委託 4,644,000 円					
当面の事業概要					
＜平成 29 年度＞ 幼稚園大規模改造（老朽）に係る工事設計を行う。 幼稚園大規模改造（老朽）に係る工事及び工事監理業務を行う。					
地域の帰還環境整備との関係					
幼稚園の同一敷地内にある、山木屋小学校校舎は震災後、長期にわたる維持管理が停止の結果、破損・劣化、機能低下等の施設荒廃が顕著な現状にある。その小学校校舎を小・中一貫校として運営をするための整備を進めている。それに合わせて子ども達の安全・安心できる教育環境を確保し、子育て世代の帰還と定住促進を図る。					
関連する事業の概要					
※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。					
関連する基幹事業					
事業番号					

事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	